

## 施設基準及び診療報酬に係る院内掲示について

当院では、厚生労働大臣が定めた医療機関の機能・設備等の基準に適合したものとして、以下の各項目を算定し院内掲示を行っております。

### 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用により、患者様の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めます。

### 機能強化加算

- ・当院は「かかりつけ医」機能を有する診療所として、機能強化加算を算定しています。
- ・受診されている他医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っております。
- ・必要に応じて、専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法に係る情報提供を行います。

### 明細書発行体制加算

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

### 一般名処方加算

- ・後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。
- ・後発医薬品のある医薬品について、「商品名」ではなく「有効成分名」を処方箋に記載することで、医薬品の選択が可能になり供給不足等に対応しやすくなります。

### 生活習慣病管理料（Ⅱ）

- ・脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかで受診されている方は、生活習慣病管理料算定にあたり、食事・運動等に関する指導内容を記載した「療養計画書」を作成し、同意・署名（初回のみ）をいただいで交付しております。

### コンタクトレンズ検査料1

- ・眼科担当医（角田冠奈・高橋后幸）が規定の診療経験を有し、施設基準に適合しているものとして下記点数を算定しています。

初診料：291点 再診料：75点 コンタクトレンズ検査料1：200点

- ・コンタクトレンズ処方時でも眼科学的検査料を算定する場合があります。  
ご不明な点はスタッフまでお問合せ下さい。